

# 広島県立総合技術研究所人材育成支援制度実施要綱

## 1 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県立総合技術研究所（以下「研究所」という。）が県民又は企業等に対して実施する人材育成の支援に関し必要な事項を定める。

(人材育成支援制度の構成及び目的)

第2条 広島県立総合技術研究所人材育成支援制度の構成及び目的は次のとおりとする。

### (1) 企業等研究員受入制度

企業等研究員受入制度とは、研究所が、一定期間、職員の指導を受けながら新技術等の開発に関する研究及び技術的課題の解決（以下「研究等」という。）を行うことを希望する者（以下「企業等研究員」という。）を企業等（企業、当該企業を主たる構成員とする団体又は研究所の長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた者）の依頼に応じて受け入れるもので、企業等における新技術等の自主的開発及び技術課題の自主的解決を支援することを目的とする。

### (2) 技術者研修

技術者研修とは、研究所が、技術に関する専門知識及びこれに関連する必要な事項について講義及び実習により研修を実施するもので、当該研修を受ける者（以下「受講者」という。）に専門的知識を修得させ、もって企業等の技術開発能力の向上を図ることを目的とする。

### (3) 依頼研修

依頼研修とは、研究所が、地方公共団体等からの依頼に基づいて研修生（以下「依頼研修生」という。）を受け入れるもので、当該依頼研修生に専門知識及び技能を習得させることを目的とする。

## 2 企業等研究員受入制度

(企業等研究員の要件)

第3条 企業等研究員として受け入れることができる者は、企業等の経営者又は従業員であって、当該研究等に関し相当程度の技術知識を有するものとする。

(研究等の内容)

第4条 企業等研究員が行う研究等の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとし、研究所に企業等研究員の受入れを依頼しようとする企業等（以下「依頼企業等」という。）が設定する。

- (1) 事業転換又は新産業分野への進出のために行う新技術の開発又は新製品の開発に関するもの
- (2) 企業等の競争力を強化するために行う新技術の開発、既存技術の改善又は新製品の開発に関するもの

(研究等の方法)

第5条 企業等研究員が行う研究等は、一定期間、研究所の設備を利用し、かつ研究所職員による指導により行う。

(受入期間)

第6条 企業等研究員の受入れ期間（以下「受入期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の一定期間とする。

(受入れの依頼)

第7条 依頼企業等は、受入開始希望日の1か月前（以下「依頼期限」という。）までに、別記様式第1号による企業等研究員受入依頼書を研究所所長（以下「所長」という。）に提出し、その決定を受けなければならない。ただし、研究等の内容が緊急を要するときは、依頼期限後においても受入れを依頼することができる。

(受入れの決定)

第8条 所長は、企業等研究員の受入れを決定したときは、別記様式第2号による企業等研究員受入決定通知書を当該依頼企業等に通知するものとする。

(依頼の取り止め)

第9条 企業等研究員の受入れ決定を受けた企業等（以下「受入企業等」という。）は、企業等研究員を研究所に派遣する前に、その派遣を取り止めようとするときは、派遣を開始する日の15日前までに、その旨を別記様式第3号により所長に届け出なければならない。

(受入期間等の変更)

第10条 受入企業等は、企業等研究員が疾病その他の理由により受入期間及び受入日数について変更を生じたときは、別記様式第4号による企業等研究員受入期間等変更依頼書を速やかに所長に提出し、その決定を受けなければならない。

2 所長は、前項の変更依頼書を受理した場合、変更理由がやむを得ないと認められるときは、これを決定し、別記様式第5号による企業等研究員受入期間等変更決定通知書を当該受入企業等に通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 受入れ決定を受けた企業等研究員は、本要綱及び知事又は施設の使用に関して別に定める規則等を遵守しなければならない。

(企業等研究員の身分及び服務)

第12条 企業等研究員の身分は、受入企業等の社員等のままとする。

2 企業等研究員は、受入期間中における研究所での服務及び研究等の実施について、所長の指示に従わなければならない。

(受入企業等の責務)

第13条 企業等研究員の受入期間中における一切の責任は、県の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受入企業等において負うものとする。

2 受入企業等は、受入期間中における企業等研究員の給与、旅費その他の経費について、その一切を負担しなければならない。

3 企業等研究員の衛生及び健康管理並びに災害補償等については、受入企業等の責任において行うものとする。

4 企業等研究員の故意又は過失により、広島県又は第三者に損害を与えたときは、受入企業等及び企業等研究員が連帯してその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第14条 企業等研究員の受入に要する費用（以下「受入指導料」という。）の額は、7千円に受入日数を乗じた額とする。

2 受入指導料は、受入企業等が負担するものとする。

(納付の方法)

第 15 条 受入指導料は、受入開始日の前日までに、所長が発する納入通知書により納付しなければならない。

2 既に納付された受入指導料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第 9 条の規定により依頼の取り止めをした場合
- (2) 第 10 条の規定により受入期間等を変更した場合
- (3) 第 17 条の規定により企業等研究員の受入れを中止した場合
- (4) 受入企業等の責めに帰すことのできない理由によって企業等研究員の受入れが不可能となった場合

(決定の取消し)

第 16 条 所長は、受入企業又は企業等研究員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業等研究員の受入れ決定を取り消すことができる。

- (1) 企業等研究員が第 12 条第 2 項の規定に基づいて所長が行う指示に従わないとき
- (2) 受入企業等及び企業等研究員が第 13 条第 4 項の規定に基づく損害賠償を履行しないとき
- (3) 受入企業等が第 14 条第 1 項の規定に基づく受入指導料を納付しないとき
- (4) 企業等研究員が社会的にふさわしくない行為を行ったとき

2 所長は、前項の規定に基づいて受入れ決定を取り消したときは、その旨を別記様式第 6 号による企業等研究員受入取消通知書を受入企業等及び企業等研究員に通知しなければならない。

(受入れの中止)

第 17 条 所長は、天災その他やむを得ない理由によって企業等研究員の受入れが困難となったときは、企業等研究員の受入れを中止することができる。

2 所長は、前項の規定に基づいて受入れを中止したときは、その旨を理由を付して文書により受入企業等及び企業等研究員に通知しなければならない。

(特許の出願)

第 18 条 企業等研究員が研究等の成果として発明を行ったときは、出願の方法等について広島県と企業等研究員及び受入企業等が別途協議するものとする。

(研究報告書の提出)

第 19 条 企業等研究員は、受入期間満了後 3 か月以内に、当該研究等の状況及び成果を記載した報告書を所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表及び守秘義務)

第 20 条 受入企業等及び企業等研究員は、前条の規定に基づく報告書、当該研究等に関する一切の事項及び受入期間中に知り得た研究所の研究状況等に関する一切の事項を、所長の同意を得ないで第三者に公表してはならない。ただし、研究所が当該研究等の成果及び研究所の研究状況等について公表した後において、その公表された範囲内における事項については、この限りではない。

2 研究所は、前条の規定に基づく報告書及び当該研究等に関する一切の事項について、受入企業等及び企業等研究員の同意を得ないで第三者に公表してはならない。

3 研究等の成果を公表するに当たっては、この要綱に基づく研究等であることを明示しな

なければならない。

(優先規程)

第 21 条 企業等研究員受入制度の実施に当たっては、研究等の実施中途において、研究所と受入企業等が共同して研究を行う必要が生じた場合については、広島県共同研究実施要綱（平成 16 年 8 月 26 日制定）によるものとする。

### 3 技術者研修

(受講者の要件)

第 22 条 研修を受けることができる者は、企業等の経営者又は従業員であつて、技術に関する基礎理論及び応用知識を理解できるものとする。

(研修の内容)

第 23 条 研修の課程は、広島県の技術振興施策及び県内企業のニーズに基づき、関係者の意見を聞いて、所長が決定するものとする。

2 各課程において実施する科目は、所長が決定する。

(研修の方法)

第 24 条 研修は、講義及び実習により行う。

(研修実施期間)

第 25 条 研修は、当該課程を開始した日の属する年度の末日までに終了するものとする。

(研修の申込み)

第 26 条 研修を受けようとする者は、別記様式第 7 号による技術者研修申込書を所長に提出しなければならない。

(受講者の決定)

第 27 条 所長は、前条の規定により研修の申込みをした者の中から受講者を決定する。

2 所長は、前項の規定により受講者を決定したときは、別記様式第 8 号による技術者研修決定通知書を受講者に通知するものとする。

(研修の辞退)

第 28 条 受講者は、疾病その他の理由により研修を辞退しようとするときは、速やかに、別記様式第 9 号による技術者研修辞退届を所長に提出しなければならない。

(研修専念の義務)

第 29 条 受講者は、研修期間中、本要綱を遵守し、又は所長の指示に従い、研修に専念しなければならない。

(受講企業等の責務)

第 30 条 受講者の研修期間中における一切の責任は、県の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受講者を推薦した企業等（以下「受講企業等」という。）において負うものとする。

2 受講者の故意又は過失により、広島県又は第三者に損害を与えたときは、受講企業等及び当該受講者が連帯してその損害を賠償しなければならない。

(受講料)

第 31 条 研修に要する経費（以下「受講料」という。）の額は、研修課程に要する必要経費を、受講者の定数で除した額とする。（10 円未満の端数は切り捨てる。）

2 受講料は、受講企業等が負担するものとする。

(納付の方法)

第 32 条 受講料は、当該課程開始日の前日までに、所長が発する納入通知書により納付しなければならない。

2 既に納付された受講料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第 34 条第 1 項の規定により研修の実施が困難となった場合

(2) 受講企業等及び受講者の責めに帰すことのできない理由によって、研修を受けられなかった場合

(研修の取消し)

第 33 条 所長は、受講者が第 29 条の規定に基づく研修専念の義務を遵守しないときは、当該受講者に対し研修の決定を取り消すことができる。この場合において、所長は受講企業等にあらかじめその旨連絡するものとする。

(研修の中止)

第 34 条 所長は、天災その他の理由によって研修の実施が困難となったときは、研修を中止することができる。

2 所長は、前項の規定に基づいて研修を中止したときは、その旨を理由を付して文書により受講企業等及び受講者に通知しなければならない。

(研修効果の測定)

第 35 条 研修期間中又は研修終了時に研修の効果について測定を行うものとする。ただし、所長が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(修了証書の交付)

第 36 条 所長は、研修期間を通じて誠実に研修を受け、所定の科目を修了した者に対しては、研修修了の認定を行い、別記様式第 10 号による修了証書を交付するものとする。

(守秘義務)

第 37 条 受講企業及び受講者は、研修によって知り得た研究所の研究状況その他の情報を、所長の同意を得ないで、第三者に公表してはならない。ただし、研究所が公表した後におけるその公表された範囲内のものについては、この限りでない。

## 4 依頼研修

(依頼研修生の要件)

第38条 研修を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する機関の受入要請を受けた者で、所長が適当と認めるものとする。

(1) 国

(2) 地方公共団体

(3) 大学、高等学校等の教育機関

(4) 農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合

(5) その他所長が適当と認める機関

(研修の内容及び方法)

第 39 条 所長は、依頼研修生の希望する研修内容に沿った研修計画を策定するとともに、研究部に受入れ、必要な研修を実施する。

(研修期間)

第 40 条 依頼研修生の受入れ期間（以下「研修期間」という。）は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間の一定期間とする。

(受入れの依頼)

第 41 条 研究所に研修を依頼しようとする者（次条において「依頼者」という。）は、別記様式第 11 号による依頼研修生受入依頼書を所長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第 42 条 所長は、依頼研修生の受入を決定したときは、別記様式第 12 号による依頼研修生受入決定通知書を依頼者に通知するものとする。

(依頼の取り止め)

第 43 条 依頼研修生の受入決定を受けた者（以下「受入依頼者」という。）は、研修開始日の前に、依頼研修生の派遣を取り止めようとするときは、研修を開始する日の 15 日前までにその旨を別記様式第 13 号により所長に届け出なければならない。

(研修期間の変更)

第 44 条 受入依頼者は、依頼研修生が疾病その他の理由により研修期間について変更を生じたときは、別記様式第 14 号による依頼研修生受入期間変更依頼書を速やかに所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の変更依頼書を受理した場合、変更理由がやむを得ないと認められるときは、これを決定し、別記様式第 15 号による依頼研修生受入期間変更決定通知書を当該受入依頼者に通知するものとする。

(遵守事項)

第 45 条 依頼研修生は、本要綱及び知事又は施設の使用に関して別に定める規則等を遵守しなければならない。

(依頼研修生の服務)

第 46 条 依頼研修生の研修時間は、職員の勤務時間に準じるものとする。

2 依頼研修生は、研修期間中、所長及び職員の指示に従い研修に専念しなければならない。

(受入依頼者の責務等)

第 47 条 依頼研修生の研修期間中における一切の責任は、受入依頼者において負うものとする。

2 広島県は、依頼研修生に対する手当、旅費その他の経費については、原則として負担しないものとする。

3 依頼研修生の衛生及び健康管理並びに災害補償等については、受入依頼者の責任において行うものとする。

4 依頼研修生の故意又は過失により、広島県又は第三者に損害を与えたときは、受入依頼者及び当該依頼研修生が連帯してその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第 48 条 研修に要する費用は、依頼研修生からは徴収しない。

2 前項の規定は、受入依頼者の費用負担を妨げるものではない。

(決定の取消し)

第 49 条 所長は、依頼研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、依頼研修生の受入れ決定を取り消すことができる。

(1) 依頼研修生が第 46 条第 2 項の規定に基づいて所長及び職員が行う指示に従わないとき

(2) 依頼研修生が第 47 条第 4 項の規定に基づく損害賠償を履行しないとき

(3) 依頼研修生が社会的にふさわしくない行為を行ったとき

2 所長は、前項の規定に基づいて受入れ決定を取り消したときは、その旨を別記様式第 16 号による依頼研修生受入取消通知書を受入依頼者及び依頼研修生に通知しなければならない。

(受入れの中止)

第 50 条 所長は、天災その他やむを得ない理由によって研修が困難となったときは依頼研修生の受入れを中止することができる。

2 所長は、前項の規定に基づいて受入を中止したときは、その旨を理由を付して文書により受入依頼者及び依頼研修生に通知しなければならない。

(守秘義務)

第 51 条 依頼研修生は、研修によって知り得た研究所の研究状況その他の情報を、所長の同意を得ないで、第三者に公表してはならない。ただし、研究所が公表した後におけるその公表された範囲内のものについては、この限りでない。

## 5 その他

(委任規定)

第 52 条 この要綱に定めるもののほか、人材育成支援制度の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 広島県産業流動研究員受け入れ要綱（昭和 54 年 3 月 31 日制定）、広島県地域研究者養成事業実施要綱（平成 5 年 9 月 1 日制定）、広島県短期技術者研修規程（平成 3 年 10 月 15 日制定）及び広島県立高等学校教員受入要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度予算に係わるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。